

秋田県児童健全育成表彰要綱

第1 趣旨

この要綱は、活発な活動をすすめている子ども会並びに児童健全育成に寄与し、その功績が顕著であると認められる個人及び団体に対し、知事が秋田県表彰規則（昭和43年秋田県規則第20号）に基づいて行う表彰について、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の種類

表彰は、栄光賞、子ども会育成成功労賞及び児童育成成功労賞とする。

第3 表彰の対象

- 1 栄光賞の対象は、優良賞（平成21年6月16日改正以前の子ども会表彰の優良賞をいう。）又は秋田県子ども会育成連合会長賞を受けた子ども会で、その後、5年以上にわたって活動し、その業績が顕著であると認められる子ども会とする。
- 2 子ども会育成成功労賞の対象は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体とする。
 - (1) 子ども会をおおむね10年以上にわたって育成し、その功績が顕著であると認められる次に掲げる個人又は団体
 - ア 子ども会育成団体（子ども会育成会、親の会、町内会等）
 - イ 子ども会育成団体を構成する個人
 - (2) 子ども会活動をおおむね10年以上にわたって指導し、又は援助しその功績が顕著であると認められる個人及び団体
- 3 児童育成成功労賞の対象は、次の各号のいずれかに該当する個人及び団体とする。
 - (1) 児童館、児童遊園等を拠点として、おおむね10年以上にわたって児童健全育成活動を行い、その功績が顕著であると認められる個人及び団体
 - (2) 親子読書運動及び児童文化の普及、施設の提供等の活動をおおむね10年以上にわたって継続して行い、児童健全育成に貢献し、その功績が顕著であると認められる個人及び団体

第4 推薦の方法

- 1 市町村長は、栄光賞、子ども会育成成功労賞及び児童育成成功労賞に該当するものについて、直接、知事に推薦できる。
- 2 県地域振興局福祉環境部長及び児童会館指定管理者は、児童育成成功労賞に該当するものについて、直接、知事に推薦できる。
- 3 秋田県子ども会育成連合会長は、栄光賞及び子ども会育成成功労賞に該当するものについて、直接、知事に推薦できる。

第5 表彰の選考

- 1 知事は、第4の規定により推薦のあった個人又は団体の中から選考により被表彰者を決定する。
- 2 前項の選考に関する基準は、別表のとおりとする。
- 3 表彰の対象となる個人又は団体を選考するため、選考委員会を設置するものとし、その運営に関し必要な事項は、別に定める。

第6 表彰の方法

- 1 表彰は、表彰状を授与して行う。
- 2 表彰には記念品をあわせて授与する。

附則

この要綱は、昭和63年10月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年11月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年12月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年10月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、既に知事への推薦に係る手続きを行っているときは、改正後の第

5の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表

表彰の選考基準

項 目	選 考 基 準
①活動実績	活動年数や活動回数等の実績が十分であること。
②活動内容・範囲	児童の健全育成のために効果的な活動で、活動内容が広範にわたっていること。
③連携・地域貢献度	児童館や地域等との連携又は活用が図られており、地域等に貢献していること。
④活動の独自性	独自の視点や仕組みをもった活動であること。
⑤活動の継続性・発展性	今後も活動が継続され、更に発展していくことが期待できること。